

甲賀市立土山中学校

いじめ防止基本方針

令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日

甲賀市立土山中学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの禁止	- 1 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 生徒指導体制.....	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
(1) いじめ防止のための取り組み.....	- 2 -
(2) いじめの早期発見	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 3 -
《家庭》	- 3 -
《地域》	- 4 -
(5) 関係機関との連携.....	- 4 -
6. 重大事態への対処	- 4 -
(1) 重大事態の意味について	- 4 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
7. 基本方針の見直し	- 5 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 6 -
本校のストップいじめ行動計画	- 7 -

甲賀市立土山中学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日更新

甲賀市立土山中学校長 玉野 宏

1. はじめに

いじめ問題への対応は学校の重要課題の一つであることから、学校は「いじめ根絶」にむけて共通理解を図った上で一致協力し、組織的に対応していかなければならない。平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての生徒に関する問題であり、いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2. いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童生徒」とは、学校に在籍する児童・生徒をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童生徒の感じる被害性による見極めが必要である。
- 6 けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3. いじめの禁止

児童生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人

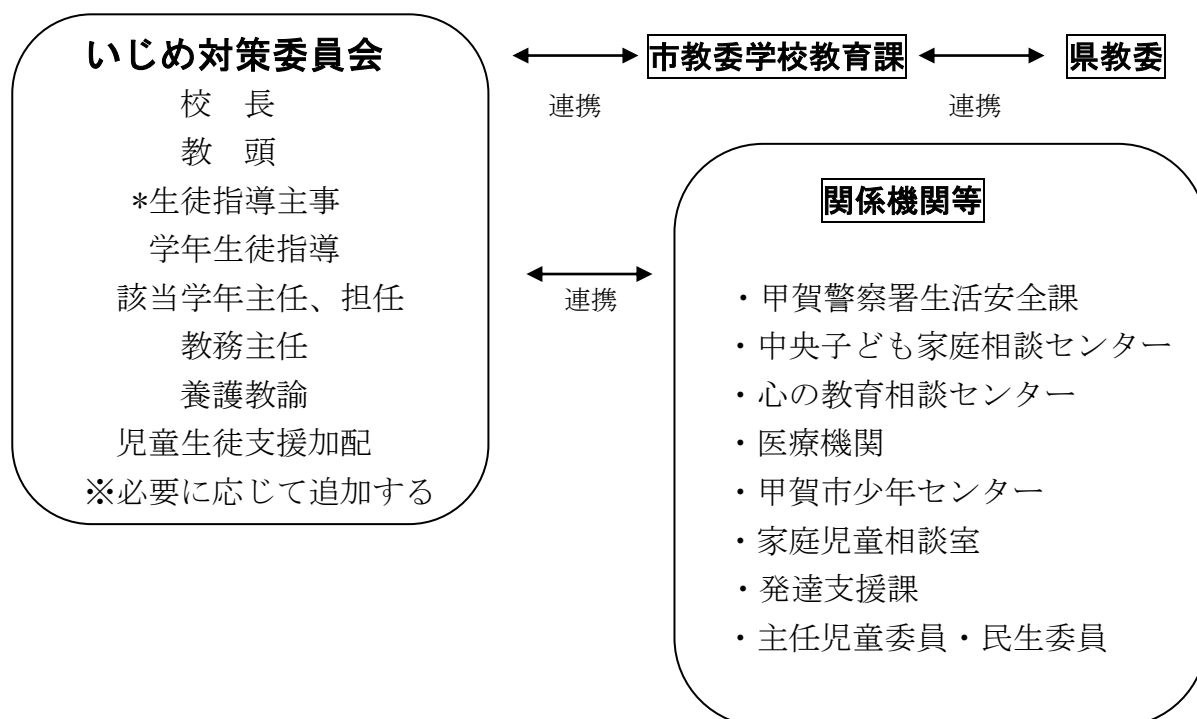
に相談をすること。

4. いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図とする。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制



5. 学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報を交換し、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ未然防止のための取り組み

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりにしっかりと目配りができるよう取組を進めていく。

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。(体験活動は全学年で「スマイルタイム」、2学年で「職場体験学習」、3学年で「保育学習」「平和学習」等を実施する)

(2) いじめの早期発見

いじめには、迅速な対応が必要である。そのためには、全ての大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知して取組にあたる必要がある。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して生徒を見守っていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、事情を聞き取り、さらにいじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校として組織的に対応する。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関と連携を図る。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできないため、「解消している」状態として次の2つの要件を満たす必要がある。

- ① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）続いている。
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等で確認できる（被害者本人、および保護者）

なお、「解消している状態」とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性は十分にありえることを踏まえて、関係生徒へは日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を積極的に行う。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図る。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。(学級通信、校報、教育相談、家庭訪問等)
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。(子どもと団らんする場を作る)
- ③ P T Aの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の評議員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。(年会 2 回の会議と、必要に応じた会議の開催)

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。(学校と民生委員・児童委員との懇談会の開催)

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。(年間 2 回の開催)
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。(校報等による啓発、地域会議での呼びかけ)
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、子ども家庭相談センター、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談し、特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

(6) SNSを通じて行なわれるいじめに対する対策の推進

① SNS を利用したいじめ防止と啓発

学校での情報モラルや情報リテラシーに関する教育の推進

家庭での管理の必要性や危険性を周知するための啓発活動

② SNS を利用して行なわれるいじめに対処する体制の整備

インターネット上のいじめは重大な人権侵害であることから刑事上の罪や民事上の賠償責任を負うことを理解させる必要がある。

重 6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことをいう。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合

- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等に当たる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

について客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及（過去にさかのぼる）調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

随時、基本方針を見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立土山中学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	「中学生としての自覚を持たせる」 一人ひとりの「居場所」がある学校・学級を目指して ■いじめ対策委員会(～3月)毎月開催(含:職員会議) ■職員研修(いじめ防止基本方針について) ○1年オリエンテーション ○2年校外学習 ○3年修学旅行	▲交通安全教室
5月	「基本的な生活習慣を身につける」 ■家庭訪問 □授業公開	△P T A 総会
6月	「心身の健康と安全に留意した学校生活を送らせる」 ■カウンセリング週間の設定(教育相談) ■生活実態アンケート①(いじめの実態把握)	
7月	「1学期の生活全般を反省し、目標の見直しと夏休みの計画をしっかりと立てさせる」 ■校内研修会 □授業公開	◇民生委員児童委員、保護司との懇談会 ▲親子人権研修会 △P T A 期末集会
8月	■市教職員全員研修会	
9月	「行事に積極的に取り組ませながら、より良い仲間づくりをさせる」 ●体育祭における団パフォーマンスのリーダー育成	△親子勤労奉仕作業 ◆学校評議員会
10月	「基本的な生活習慣を向上させ、規律ある学校生活を送らせる」 一人ひとりの気づきをみんなのものに ■生活実態アンケート②(いじめの実態把握) □3年三者懇談会	
11月	「自分の行動に責任を持たせるとともに、主体的な行動がとれるようにする」 ●文化祭の取り組みにおける団結力の育成 ●生徒総会 ■カウンセリング週間の設定(教育相談)	

12月	「2学期の振り返り、目標の見直しと冬休みの計画」 ■人権週間の取り組み □三者懇談会	
1月	「新年に際し、達成可能な目標の設定」 ●生活実態アンケート③（いじめの実態把握） □入学説明会 ■カウンセリング週間の設定（教育相談）	
2月	「学習環境を整え、家庭学習にじっくり取り組む」 ■いじめ防止基本方針の検証と次年度年間計画の作成	◆学校評議員会 △地域ふれあい事業
3月	「1年間を振り返り、今後の在り方について考える」 プラン、アセスメントの振り返りと引継ぎ	
年間を通して	□生徒指導部会（週1回） □教育相談部会（週1回） □事案発生に対する対応会議の開催 □学年・学級づくり、人間関係づくり ●スマイルタイム（グループワーク）の実施 ○生徒会によるあいさつ運動（毎月）	

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
（特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付けています）